◆地域包括支援センタの設置目的及び業務

地域包括支援センターについて

地域包括支援センターは、市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域の住民を包括的に支援することを目的とする施設。(介護保険法第115条の46第1項)

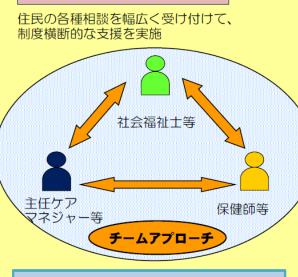
総合相談支援業務

権利擁護業務

・成年後見制度の活用促進、 高齢者虐待への対応など

包括的・継続的ケアマ ネジメント支援業務

- 「地域ケア会議」等<u>を通じた自立支</u> 援型ケアマネジメントの支援
- ケアマネジャーへの日常的個別指導導・相談
- ・支援困難事例等への指導・助言



全国で5,431か所 (ブランチ等を含め7,397か所) ※会和5年4月末現在

厚生労働省老健局認知症施策·地域介護推進課調べ。

多面的(制度横断的)支援の展開

ゲインででである。 が行政機関、保健所、医療機関、 が発達相談所など必要なサービスにつなる。

 介護サービス
 ボランティア

 ヘルスサービス
 成年後見制度

地域権利擁護 民生委員

医療サービス

介護相談員 障害サービス相談

虐待防止

生活困窮者自立支援相談

介護離職防止相談

介護予防ケアマネジメント (第一号介護予防支援事業)

要支援・要介護状態になる可能性の ある方に対する介護予防ケアプラン の作成など

地域包括支援センター

◆地域包括支援センターの設置状況(全国)

地域包括支援センターの設置状況

- 地域包括支援センターはすべての市町村に設置されており、全国に5,431か所。(ブランチ・サブセンターを含めると7,397か所)
- 地域包括支援センターの運営形態は、市町村直営が20%、委託型が80%となっている。

◎地域包括支援センターの設置数(令和5年4月末現在)

	計	個別の担当圏域あり	重複圏域のみ(※)
センター数	5,431	5,336	95
通常型	5,150	5,150	
基幹型	171	90	81
機能強化型	88	86	2
基幹型及び機能強化型	22	10	12

※他のセンターと重複する担当圏域のみを持つセンター

【基 幹 型】 基幹的な役割を担い、センター間の総合調整や介護予防ケアマネジメント

及び地域ケア会議等の後方支援などの機能を有するセンター

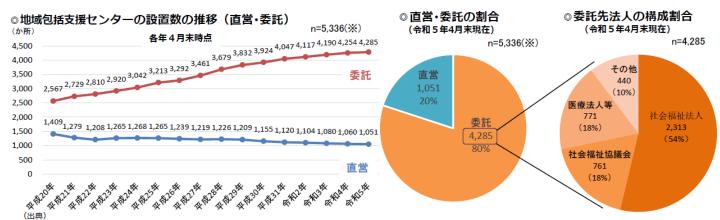
【機能強化型】 権利擁護業務や認知症支援等の機能を強化し、当該分野において他のセン

ターを支援するセンター

地域包括支援センター設置数	5,431か所
ブランチ設置数	1,628か所
サブセンター設置数	338か所
合計	7,397か所

【ブランチ】 本体のセンターと連携のもと、地域住民の身近な所で相談を受付け、 センターにつなぐための窓口

【サブセンター】 本体のセンターと一体的に包括的支援事業を実施する支所



H29調査まで:老人保健事業推進費等補助金老人保健健康増進等事業

H30調査から: 地域包括支援センター運営状況調査(厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課調べ)

※地域包括支援センターの設置数及び直営・委託の割合は、担当圏域毎の傾向を見るため、5,336か所(個別の担当圏域あり)を集計対象とする。

東近江市の地域包括支援センターの設置状況

地域包括支援センターは、高齢者の暮らしを地域でサポートするための拠点

地域包括支援センター

センター名称	担当エリア	備考
東近江市地域包括支援センター	八日市·永源寺·愛東· 湖東·蒲生	
能登川地域包括支援センター	能登川	令和4年7月1日開設 (社)真寿会
五個荘地域包括支援センター	五個荘	令和6年1月1日開設 (社)六心会

地域包括支援センターの設置がない地区(ブランチ)

永源寺·愛東·湖東·蒲生

※居住地は問わず、相談はどの窓口でも受付可能

地域包括支援センターの役割

地域包括支援センターは、地域包括支援システム構築に向けて中心的役割を果たすことが求められている。

◆地域包括ケアシステムとは

<地域包括ケアシステムの定義> (再掲)

ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護のみならず福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場で適切に提供できるような地域での体制



<地域包括ケアシステムが目指すもの> (再掲)

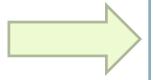
高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り、 住み慣れた地域(なじみの人間関係)で 自分らしい暮らし(マイペース、選択できる暮らし) を人生の最期まで続けることができる

地域包括ケア

◆地域包括ケアシステムとは

<「住み慣れた地域」で「自分らしい暮らし」ってどういうこと>

住み慣れた地域



「なじみの人間関係」がある場所(同じ家に住み続けることが絶対ではない)

自分らしい暮らし



マイペースな暮らし、選択できる暮らし

地域包括ケア

◆地域包括ケアシステムとは

<地域包括ケアシステムの植木鉢>

関係者が「まとまる」取組

葉:多職種連携 介護 リハビリテーション 保健・福祉

土:地域づくり

すまいとすまい方

介護予防。牛活支援

*人の選択と本人・家族の心構え

関係者が「まじわる」取組

資格や専門的な知識を持った 専門職

医師、看護師、リハビリテーション職、介護職、ケアマネジャー、保健師、ケースワーカーなど、バラバラに経営されている事業者が連携してチームに。

日常生活/地域生活

地域の様々な主体や関係者を表す。 趣味の会、ボランティアグループ、民生委員、自治会、ご近所づきあい、民間企業、商店街、コンビニ、郵便局など。 多様な資源を組み合わせて多様な選択肢を提示。

出所)地域包括ケア研究会報告及び岩名礼介講演資料(三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社)

地域包括ケア体制の整備

<制度の適用だけでは生活は支えられない>



積み木(ブロック)だけでは 瓶の隙間はうまらない

介護保険、生活保護、医療保険・・・

- ●利用の範囲と条件が定まっている
- ●制度の規定に従うほかなく、柔軟性がない



これでは、個々の住民のニーズ(瓶)の隙間はうまらない

東近江市における地域包括ケア体制

[東近江市が目指す地域包括ケアシステム]

●本市が目指す地域包括ケアシステムの一環として、「健康寿命を延ばし、元気な100歳を目指す」取組を一層進めます。

◆東近江市での取組

<基本目標> 地域包括ケアシステムの推進により、 だれもが生きがいを持ち、共に支え合いながら、安心して暮らし続けることが できるまちをつくる

<基本目標のために> 「健康寿命を延ばし、元気な100歳を 目指す」取組の推進

